平成２９年（フ）第１９２号
茨城県鉾田市阿玉1673番地７、住民票上の住所茨城県鉾田市阿玉1673番地５
債務者　桜木夕美子
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２３１号
茨城県水戸市酒門町4469番地の７　メゾンＴ201号
債務者　若林　好子（旧姓小曽納）
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２４２号
茨城県水戸市見川３丁目592番地の１　旭レジデンス207号、前住所茨城県水戸市千波町455番地の１　市毛マンション201号
債務者　渡辺　　舞
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５９６号
京都市下京区下松屋町通松原下る２丁目下長福寺町293番地３　サンフォニア五条大宮５Ａ、前住所京都市中京区壬生下溝町49番地３
債務者　橋本　典子（旧姓蓮尾）
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
兵庫県高砂市中筋５丁目２番28号
債務者　梅田　大地
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２６号
兵庫県高砂市曽根町375番地の８
債務者　白川ひろみ
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２７号
広島市佐伯区八幡３丁目10番29号
債務者　平　　和子
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５００号
広島市中区八丁堀２番10―904号
債務者　小西　幸雄
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７６号
広島市安佐南区川内１丁目32番48―１―101号　Ａ棟
債務者　寺田　貴一
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０９号
広島市東区戸坂大上４丁目14番９号
債務者　植田　晃枝
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８２号
広島市西区井口３丁目４番１―819号
債務者　松本　洋子
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６１号
福岡県糟屋郡志免町志免１丁目15番25号　トライアングル203号
債務者　春永　優紀
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３４６号
福岡市博多区堅粕４丁目８番27号
債務者　亀山　忠一
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３１６号
熊本市中央区出水６丁目34番１号
債務者　髙木　巨人
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３７号
熊本市中央区大江１丁目31番８号　メゾンドゥ谷口201号室
債務者　杉内　義明
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１７号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居259番地　マノアールＢ402号
債務者　長田　　礼
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
滋賀県長浜市大浜町672番地
債務者　勝木　忠一
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係